

○山形県司法書士会司法書士総合相談センター設置規則

(趣 旨)

第1条 この規則は、山形県司法書士会（以下、「本会」という。）会則第3条第12号の規定に基づいて、本会が開設する司法書士総合相談センター（以下、「本センター」という。）の設置及び運営に関して必要な事項を定める。

(目 的)

第2条 本センターは、司法書士の登記、供託及び訴訟等に関する法律事務の専門家としての能力を活かした良質な法的サービス提供の拡充を図り、もって国民の権利の擁護及び公正な社会の実現に寄与することを目的とする。

(事 業)

第3条 本センターは、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 法令等に基づき司法書士が行うことができる業務に関する相談事業（以下、「相談事業」という。）
- (2) 本会が開催する相談事業の企画及び運営（以下、「受託相談事業」という。）
- (3) 本会及び本会に関係する機関等（以下、「本会関係機関等」という。）及びこれらが開催する相談会に関する情報の提供
- (4) 法令、判例及び訴訟手続等についての研究
- (5) 相談員の養成及び指導並びに監督
- (6) 本会関係機関等が行う相談事業への相談員の派遣及び推薦（以下、「相談員派遣推薦事業」という。）
- (7) その他相談センターの目的を達成するために必要な事業

(事務所)

第4条 本センターの事務所は、本会の事務所内に置く。

(役員)

第5条 本センターには、次の役員を置く。

- (1) センター長 1名
 - (2) センター次長 1名
 - (3) 運営委員 10名以内
- 2 センター長は、本センターを代表し、本センターの業務を統括する。
- 3 センター次長は、センター長を補佐し、センター長に事故あるときは、その職務を代理し、センター長が欠員のときはその職務を行う。

- 4 運営委員は、センター長の指揮の下に、本センターの運営にあたる。

(役員を選任)

第6条 センター長は、本会の理事会にて、本会理事の中から選任する。

- 2 センター次長は、運営委員の中からセンター長が委嘱する。
- 3 運営委員は、本会の理事会にて選任する。
- 4 役員任期は、本会会則第29条第1項に定める本会役員任期と同一とする。但し、任期満了した場合であっても、後任者が就任するまで、その職務を行うものとする。

(運営会議)

第7条 本センターの事業は、本会社会事業担当副会長、社会事業部長、センター長、センター次長、運営委員において構成される会議（以下、「運営会議」という）の議決をもって行なう。

- 2 運営会議は、センター長が招集する。
- 3 運営会議の議長はセンター長とする。
- 4 運営会議の議決は、出席者の過半数をもって決するものとする。
- 5 センター長は、運営会議の構成員すべてが、会議に付議すべき議事について当該構成員の間で書面又は電磁的記録を送受信する方法により当該議事を審議し議決することにあらかじめ同意したときは、運営会議を開くことなく、その同意をした方法で当該議事を審議し議決することができる。
- 6 運営会議の目的を達成するため、センター長が必要と認めた場合には、第1項による構成員以外の者を会議に参加させることができる。但し、当該参加者は議決権を有しない。

(相談員名簿)

第8条 本センターは、相談員に関する名簿（以下「相談員名簿」という。）を備え置く。

- 2 相談員名簿への登載は、本会会員からの登載申請を受けて行う。
- 3 本センターが行う相談事業及び受託相談事業並びに相談員派遣推薦事業における相談員には、相談員名簿に登載された者を充てなければならない。

(相談員の欠格事由)

第9条 本センターは、次の事由のいずれかに該当する者については、相談員名簿への登載を拒否し、又は登載されている者については、相談員名簿から削除しなければならない。

- (1) 本会の司法書士会員（以下「会員」という。）でない者
- (2) 司法書士法の規定に違反して罰金以上の刑に処せられ、その刑の執行を終わり、又は刑の執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者

- (3) 司法書士法第47条第1号の懲戒処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者
- (4) 司法書士法第47条第2号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から2年を経過しない者
- (5) 司法書士法第47条第3号の懲戒処分を受け、その処分の期間が終了した日の翌日から5年を経過しない者
- (6) 本会会長の注意勧告処分を受け、その処分が終了した日の翌日から1年を経過しない者

2 本センターは、次の事由のいずれかに該当する者の相談員名簿への登載を拒否し、又は登載されている者については、相談員名簿から削除することができる。ただし、当該会員に対し、弁明の機会を与えなければならない。

- (1) 日司連会員研修規則に基づく年次制研修の受講対象者であって、これを終了していない者
- (2) 日司連会員研修規則に基づく単位制研修において、前年度取得することが必要とされる単位を取得していない者（ただし、当該年度取得することが必要とされる単位を取得している者を除く。）
- (3) 日司連新人研修規則に基づく新人研修を修了していない者
- (4) この規則及びこの規則の委任規定に違反し、又は違反する恐れがあると認められる者

(連 携)

第10条 本センターは、事業の実施にあたっては、本会の各支部及び本会関係機関等との連携に努めるものとする。

(受 任)

第11条 相談員は、相談センターが行う相談事業及び受託相談事業において相談に応じた事件については、受任することができない。ただし、相談者の要請があり、かつ受任するにつき合理的必要性がある場合は、この限りでない。

2 前項ただし書きにより事件を受任した相談員は、遅滞なく、受任した事件の概要を文書でセンター長に報告しなければならない。

(研 修)

第12条 本センターは、相談員の養成及び能力の向上のため研修を実施することができる。

(守秘義務)

第13条 本センターの役員及び相談員は、正当な理由なく、本センターの事業において職務上知り得た内容について他に漏らしてはならない。これらの職を辞した後も同様とする。

(報告)

第14条 センター長は、本センターの事業の概要その他の事項を、本会に報告しなければならない。

(事業年度)

第15条 本センターの事業年度は、本会の事業年度と同一とする。

(会計)

第16条 本センターの事業に必要な費用については、本会の一般会計より支出する。

(苦情の受理)

第17条 本センターの事業に関する苦情の申立ては、本会の苦情処理窓口において対応するものとする。

(文書管理)

第18条 当センターの文書等の管理に関しては、本会の文書管理規定に基づいて管理する。

(規程への委任)

第19条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に必要な事項は、本会の理事会の決議による規程で定める。

(改廃)

第20条 この規則の改廃は、本会の総会の決議による。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、平成17年5月26日から施行する。

附 則

(施行規則)

1 この規則は、平成28年5月27日から施行する。